

これに完全の協力援助されたい。

凶犯地に於て明洋調との各組「トナブル」殺生の兆でもあれば事大小
となく葬地を通知報告ありたい。

(四) G H Q 調停の同には可成早急に二便から報告を提出する。

四 算

葬地復は曾社側の協力を待て可及的速に見積書案を提出する。

(務)

15
寫

宮崎県官報
復二第一〇七号

昭和二十五年二月十五日

第二復員局残存処理部長

各地方復員残務処理部長殿

元浮島丸便乗朝鮮出身死没者の遺体処理について(通勝)

首題の件についての基本的處理方針は別紙に指示済であるが

舞鶴所在埋葬遺体並に今後浮島丸引揚げに伴い発見される

遺体の處理については九記各号了知の上遺漏のないよう身上並に

諸給與の處置方然るべく取り計りわねたい。

なお沈没の際受傷したものに對しては横須賀地復において外地

出身者最終處理要領により傷病者名簿を調製衣して吳地復

に移管方措置されたい。

記

一、二復部内で処理する死没者数

(1) 大湊施設部 工員であったもの

三六二名

(2) 日通供給入夫で死没工員となつたもの

四八名

(3) その他もの
(年令満十四才以上の男男女女約
年令満十才以下の男男女女約

五八名

五六名

合計

五二四名

(註) 右の外に飯還者携行の遺骨十九柱がある。

二、身分を軍属(工員)として処理する者

(1) 第一号(1)及び同(4)に該当するもの全部

(2) 第一号(1)に該当する者中、年令満十四才以上のもの全部

(3) 前各項のものは死没の日を以て何れも新規に工員に採用する。

三、諸給與

身分を工員として処理するものは給與は無給とする但し遺族扶助料等の計算の基礎となるべき日給額は一律に前同とする。

四、各地復の處理担仕事項次のとおり定める。

(1) 横須賀地方復員残務處理部

(2) 第一号に該当する死没者名簿(遺骨十九柱の名簿も含ま)を複写して舞鶴、吳、佐世保、地復に送付する。

(3) 軍属として處理すべきものに対しては身上並に諸給與處理を完結して外地出身者最終處理要領により吳地復に移管する。なお御霊の現地還送は第一号全員につき吳地復に還送措置をすることとを原則とする。

(4) 三島丸関係書類中將來必要と認められるものを複写の上その

三都を吳地復に移管すること。

四 第一号註書該を看て身上並ひに諸給典未済者たつては第一号
及至第三号の要領によりて處理すること。

四 舞鶴地方復員残務處理部

(一) 沈没時遺体收容埋葬したものゝ所在をつきとめ發掘の上
茶毘に附し安直保管すること。

(二) 沈船引揚げに伴い發見された遺体(便棄遺骨を含む)は茶
毘に附し安直保管すること。

(三) 遺骨中氏名判別のもの各人毎に遺骨箱に納め氏名判別の
ものは適量宛(持ち運ぶに便利な大ききとすること)適量を遺骨
箱に納めること。

四 年令満十三才以下のものに対しては各項同様は處理すること。

(五) 遺体の收容茶毘遺骨の安直等には礼をとり取扱ひに
遺漏のないよう最善を計ること。

(六) 遺体を發見し收容處理したときは死歿者名はとも照合し遺体
收容名はとも調製表に於て遺体收容處理状況を附して中央横
須賀及吳地復に通報すること。但し氏名不明のものは遺体収
容名は中に推定柱数を明記すること。

(七) 氏名判別の遺骨は中央部の指示をもちて吳地復に移送すること。

(八) 氏名不明の遺骨に対しては舞鶴地復の納骨施設に合祀す。

準備を進めおとことし中央の指示によつて合祀を行うこと。

(九) 遺体の発掘、収容、奈良、謝礼、納骨施設の改善等に要する経費の概算見積書提出すること。

但し積算の基礎項目はできるだけ詳細に分けて所要額を明記すること。

(ハ) 吳地方復興残務處理部

(一) 移管書類等を救済し遺骨全部の現地還送準備をすること但し還送は実骨あるものに限る。

(二) 実骨のないものは現地行政機関に通告する。死歿者名簿、死歿状況、遺体處理状況等を調製し保管して置置くこと。

(三) 前各項の準備は第一その死歿者及び同号註書日の遺骨全部につき行うこと。

(ニ) 各地復興通事項

(一) 死歿者の遺族が内地に居住し御霊傳達を要望するものに対しては速かに横須賀地復に移様すること。

(二) 横須賀地復はわが遺族であることを確めたときは直接傳達又は傳達依託の處置をとり関係の向にその旨通報すること。

(三) 朝鮮聯盟等遺族でないものより御霊傳達を要約して来た場合は中央に速報し指示をまつて處置すること。

(四) 二復興官署においては慰霊祭等は執行しない。

④ 身分を軍属として處理するものは外地出身者諸統計に新
たに計上すること。

(終)